

## IV 応急仮設住宅建設の留意点

### 1 配置計画の工夫について

高齢者等の孤立防止、入居者同士の交流促進、コミュニティ形成の観点から、応急仮設住宅地の配置計画上の工夫を行うことが必要です。

上記の観点から、東日本大震災では、玄関を向かい合わせにしたり、掃き出し窓に濡れ縁を設置するといった配置計画等の工夫が取り組まれています。

**(参考)** 玄関を向かい合わせた配置計画については、「他人から見られる・見える」といったプライバシーに関することや、「居室の日当たりの格差がある」といった入居者の意見もあり、管理市町村から今後玄関対面は採用しないといった意見もあります。(参考：国土交通省住宅局住宅生産課(2012)『応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ』)

### 2 住棟の配置

住棟の配置は可能な限り、東西又は南北配置とします。

#### (1) 東西配置

玄関を北向き、主開口部(居室側)を南向きとした並列配置を基本とします。これにより、日照に関する不公平が生じにくい配置となります。

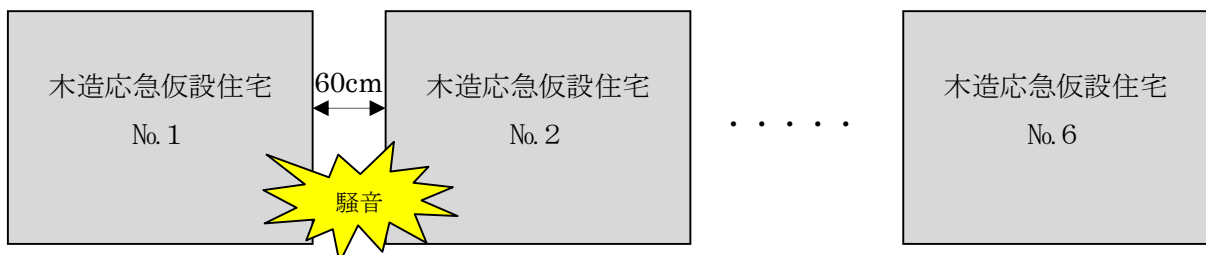
#### (2) 南北配置

主開口部(居室側)が向かい合い、棟別に東及び西に向く中庭を形成するような形式とすることで、入居者間のコミュニティの形成及び維持がしやすくなりますが、その反面プライバシーの問題が生じます。水回りによっては、向かい合う2棟で外部の給排水配管を1系統とする経済的な施工が可能となります。

### 3 連棟

連棟住戸で計画する場合は、通路等の動線計画を考慮すると、2戸から6戸とするのが基本となります。(左記戸数は、参考：神奈川県(2006)『神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル』)

鳥取県の木造応急仮設住宅については、全戸戸建て形式としています。これは、連棟式では起伏のある敷地では様々なタイプを設計する必要があり設計に時間がかかる、アパートなどへの居住経験が無い入居者は、隣の音が気になるなどの問題が生じる事等を考慮し、隣戸間に隙間(60cm<sup>※</sup>)をとることとしたものです。(参考：木を活かす建築推進協議会(2012)「福島県三春町における木造による応急仮設住宅の建設」『木を活かした応急仮設住宅等事例集』)



＜東日本大震災における、玄関の向かい合わせ等による配置計画の工夫例

(福島県三春町の事例)＞

孤立の防止、コミュニケーションの促進等の観点から、配置計画を工夫して仮設住宅棟の玄関を向かい合わせにしたり、南側居室の開口を掃き出し窓にして縁台を設けるなどの取組みが行われている。

【福島県三春町の事例】

【事業者】三春町復興住宅つくる会(代表事業者 株式会社 はしもと住宅店)

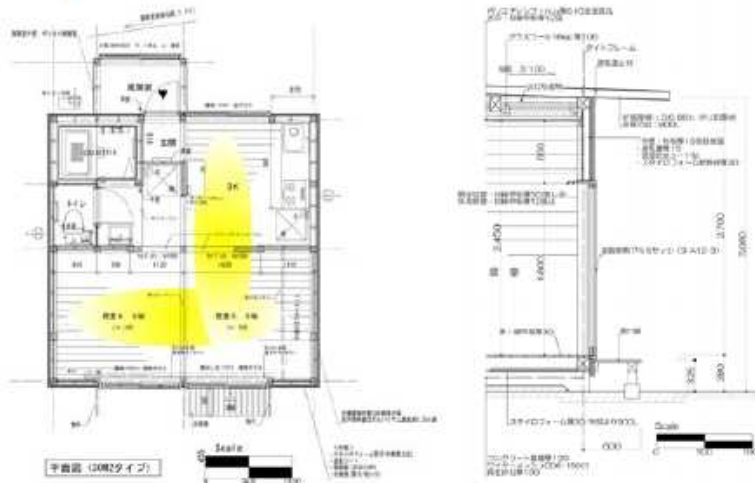
【構造】在来木軸工法

【所在地・戸数】三春町旧中郷小学校地区・19戸

【着工日】平成23年6月7日 【全戸完成日】平成23年7月22日



【標準プラン】



## 4 戸別面積

- (1) 単身用：19.8 m<sup>2</sup>（6 坪）
- (2) 小家族（2～3 人）用：29.7 m<sup>2</sup>（9 坪）  
\*標準規格として最も多く活用されている。
- (3) 大家族（4 人以上）用：39.6 m<sup>2</sup>（12 坪）

## 5 造成

- (1) 高低差：高低差の処理は法面で行い、擁壁などの工作物は極力設けません。
- (2) 雨水排水：表面排水が可能なように、宅地の高さを設定します。
- (3) 給水：市、公営水道に直結します。
- (4) 汚水：公共下水道に直結します。ただし、公共下水道が未整備の場合は、合併処理浄化槽を設置します。

## 6 応急仮設住宅

### (1) 一般的な仕様及び設備

原則として、災害救助法に基づく災害救助基準により整備を行うこととなりますが、地域の実態あるいは被災者のニーズに合わない場合には、戸数、規模、設備などについて、内閣総理大臣と協議することにより、融通性を持たせた「特別基準」を運用してもよいことになっています。

### ア. 各部仕様

- (1) 屋根については、夏場の日射による温度上昇を抑制する措置（遮熱、断熱措置）を行います。
- (2) 居室の開口部については、外との出入りやコミュニティ等の観点から、「腰窓」ではなく「掃き出し窓」を設けます。ただし、豪雪地では、積雪の深さを考慮します。
- (3) 玄関については、通風等の観点から、「網戸」の設置を標準とします。
- (4) 木造応急仮設住宅の居室については、「無垢フローリング」又は「畳の間」を標準仕様とします。
- (5) 開口部は、二重サッシ又はペアガラス入り建具を標準とし、地域区分により仕様を検討します。
- (6) 立地条件等に合わせ、「物干し場」のフックの取り付け位置、「庇」の設置や長さ及び「風除室」の設置等について検討します。
- (7) 木造応急仮設住宅に使用する木材は、鳥取エコハウス推進協議会が開発した鳥取県産規格材を使用します。（「VI. 6 鳥取県産規格材（P69）」参照）

<構造種別の例>



鉄骨造(組み立て式)



鉄骨造(ユニットタイプ)



木造(軸組工法)



木造(ユニットパネル化)

<仕様例>



事例1: 玄関を向かい合わせにした配置  
(福島県三春町)



事例2: 掃き出し窓



事例3: 畳の設置(福島県)



事例4: 物干し



事例5: 玄関を向かい合わせにし、バリアフリー化のためのデッキを設置(岩手県遠野市)

## イ. 設備仕様

- (1) 空調設備については、エアコンを 2 台設置することを前提とした仕様とします。一方、居室間の間仕切り壁の工夫によって、エアコン 1 台でも複数室を空調できるようにします。
- (2) 給湯設備については、浴室、洗面、キッチンの 3 点給湯とし、浴室については、ユニットバス（追い焚き付き機能付き）とします。
- (3) 浴室のシャワーの取り付け位置は浴槽上の壁面ではなく、洗い場側の壁面に設置します。
- (4) 浴槽にためた残り湯を洗濯水に使えるように、浴室と洗濯機（洗濯機パン）の位置に配慮した平面計画とします。
- (5) 室内には、住宅用火災報知器を設置します。
- (6) 外部設備として、テレビアンテナ及び郵便受けをそれぞれ 1 箇所設置します。

### <設備の例>



事例1:浴室のシャワー取り付け



事例2:浄化槽の設置

## (2) 高齢者仕様

- (1) 扉の仕様（引き戸または片開き）や玄関扉等の開口幅、玄関・トイレ・浴室及びその他必要な部分への手すりの設置等に配慮をして計画します。
- (2) トイレ・浴室等の出入り口の段差解消や入浴しやすい浴槽のまたぎの深さについて、実現性を含め検討します。
- (3) 玄関に通じる敷地内通路はアスファルト舗装を標準とし、必要に応じて出入り口のスロープを設置します。

## (3) その他

日よけ、緑のカーテンなど、暑さ対策の付加的な措置を検討します。

## (4) 福祉仮設住宅

段差解消のためのスロープや生活援助員室を設置するなど老人居宅介護事業等の利用者が居住しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であっても日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できます。

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者のうち高齢者、障がい者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要に応じて設置を検討します。

設置の際には、必要な戸数を定め、高齢者、障がい者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して計画します。

<バリアフリー対応の例>



事例1: 玄関内外の手すり



事例2: トイレの手すり



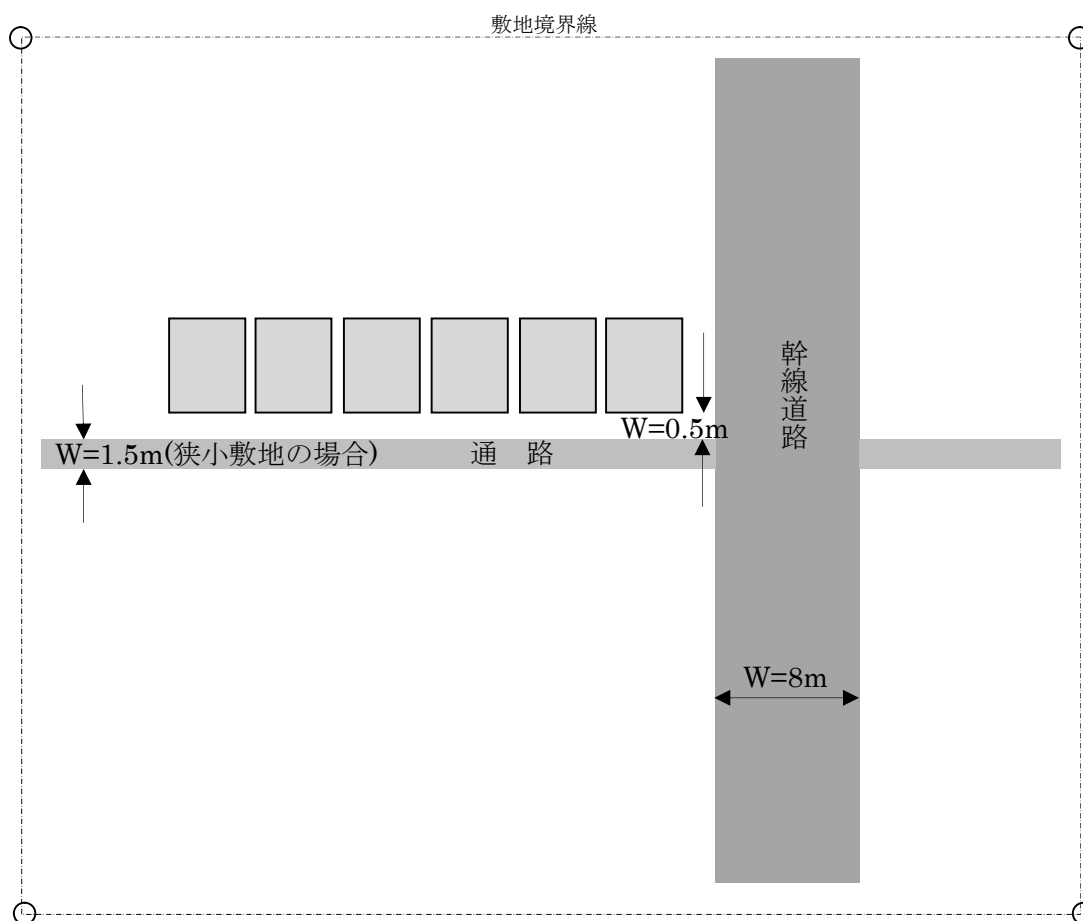
事例3: 住戸前の舗装、スロープの設置



事例4: 浴室前の段差

## 7 道路・通路

- (1) 団地内幹線道路は、車道幅 8m を標準とします。
- (2) 住戸へ至る通路は敷地の許容があれば、荷物搬入を考慮し、自動車の進入が出来る幅員とします。敷地にゆとりがなく、自動車の進入が出来ない場合は幅員 1.5m 程度とします。道から各住戸までの最大距離は、消防条例に定めがなければ、50cm とします。
- (3) 道路及び通路のアスファルト舗装仕様は、路盤 150mm、アスコン 40mm 程度とします。



(参考：神奈川県 (2006) 『神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル』)



## 8 駐車場

建設戸数の70%相当の駐車台数を計画します。ただし、道路管理者が路上駐車を認めるなど、特段の事情があれば50%程度とします。駐車場の舗装は、原則、砂利敷き程度としますが、状況によりアスファルト舗装も検討します。

## 9 駐輪場

敷地にゆとりがあり駐輪場が設置できる場合は、1戸1台程度の規模の駐輪場を計画します。

設置が出来ない場合は、自転車を各住宅の入り口付近に駐輪することが想定されるため、通路幅に余裕が必要となります。



## 10 広場

- (1) 多目的広場 : 資材の搬入及び集会など多目的に利用することを想定し、車道に接して設置します。規模は1戸当たり2~3㎡を標準とし、進入路等の仕様は車両が乗り入れできるように、アスファルト舗装とします。
- (2) 児童の遊び場 : 1戸当たり3㎡を目安に設置します。

## 11 ごみ置き場

1戸当たり0.4㎡を標準とし、給水栓を設置します。なお、事前に建設地の市町村とゴミ収集方法等について協議します。

## 12 集会所

集会所は、おおむね50戸以上の応急仮設住宅を同一敷地（又は近接地）内に設置した場合に、内閣府と協議した上で設置することができます。多目的広場、駐車場などと一体的に、1団地に1ヶ所の割合で50戸に50㎡、100戸に100㎡程度の規模で計画します。集会所に加え、和室、キッチン、多目的トイレを設け、入り口はスロープとし、高齢者等の利用にも配慮します。

なお、集会所を優先して建設し、応急仮設住宅の建設関係者のための宿舎とすることもできます。

## 13 サポート施設

応急仮設住宅に入居する高齢者・障がい者等に配慮し、一定規模以上の応急仮設住宅建設地には、地域拠点としてサポート拠点の整備を検討します。また、入居者の安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、コミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。

（参考：高齢者・障がい者等のサポート拠点に必要なと考えられる機能（例））

- 総合相談機能（ライフサポートアドバイザー（LSA）の配置等）
- デイサービス
- 居宅サービス等（居宅会議支援、訪問介護、訪問看護、診療機能等）
- 配食サービス等の生活支援サービス・ボランティア等の活動拠点
- 高齢者、障がい者や子供達が集う地域交流スペース



高齢者等のサポート拠点施設（デイサービスセンター）やグループホーム型応急仮設住宅の例について中越地震の際の設置事例を参照すると、中越デイサービスセンターは大規模団地（459戸）における集会所として300㎡のものを設置していることから、東日本大震災の被災県の岩手県は、150戸以上の規模の団地であれば、300㎡のデイサービスセンターを設置することは問題ないと判断しています。

設計においては3方向からの介助が可能なタイプの浴室や、オストメイト対応設備を設置するなどの対応も検討します。高齢者等のサポート拠点は、入り口付近に相談室、会議室やトイレを配置し、外部からの利用者が活用しやすいよう配慮します。

なお、災害救助法の補助対象については、以下のとおり対応します。

参考：災害救助法の補助対象について（岩手県の例）

設備	災害救助法の補助対象	対応
オストメイト対応設備機器、ベビーシート	○	災害救助法の対象とすることで問題ないものとして厚生労働省協議
浴室	△	災害救助法の対象とすることが難しいため、国の補正予算で計上されたサポート拠点等施設費で措置
厨房	△	サポート拠点施設本体のみで、5,000万円程度の費用が見込まれたため、厨房はサポート拠点等設置費等で措置



## 14 植栽

法面の種子吹き付け等、緑化について検討をします。広場の樹木植栽などについては、原則として既存のものとしします。

## 15 ペット

応急仮設住宅ならではの特別の事情（使用期間、雪下ろし、ペット等）については、入居者に十分理解してもらう必要があります。

特にペットについては、これまでペットを飼ってきた被災者にペットの飼育を禁止するのも困難なことから、近隣に対する配慮を促すとともに、場合によっては、ペットの飼育を認める団地を設置するなどの対応も必要です。



## 16 その他

- (1) 外灯（防犯灯）、カーブミラー及び非常ベルの設置について検討します。
- (2) 大規模法面及び擁壁の上部に柵を設けるなど、安全対策を行います。
- (3) 棟番号及び住戸番号を事前に決めるとともに、施設にも名称等を付与します。
- (4) 団地看板、居住者名簿、掲示板、伝言板など適宜設置します。
- (5) 仮設店舗建設用地の確保とその配置図案を検討します。
- (6) 消防水利（防火水槽・消火栓）等の設置について、消防機関と協議を行い、必要に応じて設置を検討します。

